

松山市子ども・子育て支援事業計画 の点検・評価

令和2年8月19日

1. 松山市子ども・子育て支援事業計画(以下、「事業計画」という)の点検・評価の方法

第5章の量の見込みと確保方策(保育利用率及び幼保連携型認定こども園の移行数を含む)については、実績値と量の見込みや目標値と比較しながら、今後の確保方策について確認・検討していく必要があるため、年度ごとに「進捗管理表」に基づき点検・評価を行うこととする。

「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な事業者の能力活用・参入促進事業」については、計画策定期階で、事業の詳細が示されていなかったため、量の見込み等は設定できていない状況。しかしながら、法定の地域子ども・子育て支援事業に含まれているため、同様に進捗管理表を作成し、点検・評価を行う。

第4章で記載している事業については、各年度の目標値等の設定はないため、「後期まつやま子育てゆめプラン」の点検・評価の方法を踏まえ、前記の点検・評価とは別に、各事業の取り組み状況を報告する。

事業計画の第5章では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業(13事業)について、利用状況や利用希望を把握するために実施したニーズ調査等に基づき、その地域にどの程度の事業等のニーズがあるかを見込んで設定した「量の見込み」と、それに対する受け皿をどの程度確保していくか設定した「確保の内容」を5か年で定めているもの。

今回、点検・評価する令和元年度の事業の実績値は、「確保の内容」に相当するもの。

2. 事業計画の点検・評価のスケジュール

【8月】 令和元年度の点検・評価

【9月頃】 令和元年度の点検・評価の公表

3. 体制

特定の分野を専門的かつ効率的に審議するために、各部会で、以下の事項に関し、点検・評価、利用定員の設定等の協議を行うこととする。また、それぞれの部会に関する各事業の取組状況を事務局から報告することとする。

(1) 教育・保育部会

- ① 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の量の見込み
- ② 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の提供体制の確保の内容と実施時期
- ③ 幼児期の学校教育・乳幼児期の保育の一体的提供および推進に関する体制の確保に関する事項
- ④ 特定教育・保育施設の利用定員
- ⑤ 特定地域型保育事業者の利用定員
- ⑥ 地域子ども・子育て支援事業のうち下記事業の「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」
 - ・利用者支援事業
 - ・一時預かり事業
 - ・延長保育事業
 - ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
 - ・多様な事業者の能力活用・参入促進事業
- ⑦ 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項

(2) 地域子育て部会

- ① 地域子ども・子育て支援事業のうち下記事業の「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」
 - ・地域子育て支援拠点事業
 - ・乳児家庭全戸訪問事業
 - ・養育支援訪問事業、その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業
 - ・ファミリー・サポート・センター事業
 - ・病児・病後児保育事業
 - ・妊婦健康診査事業
 - ・子育て短期支援事業
 - ・児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)
- ② 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する、県が行う施策との連携に関する事項
- ③ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4. 委員評価

事業計画の前身である「後期まつやま子育てゆめプラン」では、後期次世代行動計画策定指針に基づき設定した16の事業について、毎年度の進捗状況を管理し、有効かつ適正な執行を図るため、各委員（社会福祉審議会児童福祉専門分科会）の方に6段階評価を行い、各年度の実績と最終的な評価を公表していたところ。

- これを踏まえ、事業計画でも松山市が行う自己評価に加え、各委員が進捗管理表で示す実績をもとに個別の事業に対する評価を行うものとする。
- 委員評価の方法としては、各委員がそれぞれの部会の事業等について、以下の基準に基づき6段階で行い、これに伴う意見等を加えることができるものとする。
- 評価は、事務局が集計し、各委員の方の6段階評価を平均し四捨五入した数値を最終評価とし、いただいた意見（匿名）を加え公表する。

《委員評価基準》

- 5 目標に比して特に成果の顕著な事業
- 4 目標を上回る成果の認められる事業
- 3 目標どおりの成果が得られた事業（定型的な事業が執行された場合を含む）
- 2 目標を下回る成果しか認められない事業
- 1 目標に比して特に成果の得られなかつた事業
- 0 計画されていたにもかかわらず、事業自体が未実施

※まつやま子育てゆめプランでの評価基準を継承

進捗管理表での評価

【計画値と実績値】

		単位:					
		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)	(参考) 平成25年度 実績
計画	①量の見込み						
	②確保の内容						
	②-①						
実績		1年目 (平成27年度)	2年目 (平成28年度)	3年目 (平成29年度)	4年目 (平成30年度)	5年目 (平成31年度)	
	実績値						
	自己評価						
	委員評価						

※委員評価は本日の実績報告を踏まえ、後日、実施

《自己評価基準》

- ◎...計画を上回る進捗状況
(計画値の110%以上の実績値)
- ...計画どおりの進捗状況
(計画値の90%以上～110%未満の実績値)
- △...計画を下回る進捗状況
(計画値の90%未満の実績値)

「上回る」「下回る」の基準は実績値と計画値を比較して、10%以上のかい離がある場合とし、松山市が評価を行う。

《委員評価基準》

- 5 ... 目標に比して特に成果の顕著な事業
- 4 ... 目標を上回る成果の認められる事業
- 3 ... 目標どおりの成果が得られた事業
(定型的な事業が執行された場合を含む)
- 2 ... 目標を下回る成果しか認められない事業
- 1 ... 目標に比して特に成果の得られなかった事業
- 0 ... 計画されていたにもかかわらず、事業自体が未実施

各委員で上記基準に基づき6段階評価を行い、事務局で集計後、各委員の平均を四捨五入し、最終評価とする。

意見(匿名)については、別紙で記入することとし、最終評価と合わせて公表する。